

議案第72号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 権利の相手方

松山市二番町四丁目6番地2

愛媛県漁業信用基金協会

理事長 大 城 一 郎

2 権利の内容

八幡浜市が愛媛県漁業信用基金協会に出資している出資金301口15,050,000円のうち、97口4,850,000円に係る払戻請求権

3 放棄の理由

愛媛県漁業信用基金協会の財務内容を改善し、その信用及び保証能力を向上させることにより、中小漁業者の金融の円滑化を図るため。

提案理由

愛媛県漁業信用基金協会が抱える繰越欠損金を解消し、財務内容を改善する必要があるため。

